

第 1 期東御市子ども計画（素案）について（概要）

健康福祉部子ども家庭支援課

第 1 章 計画策定にあたって

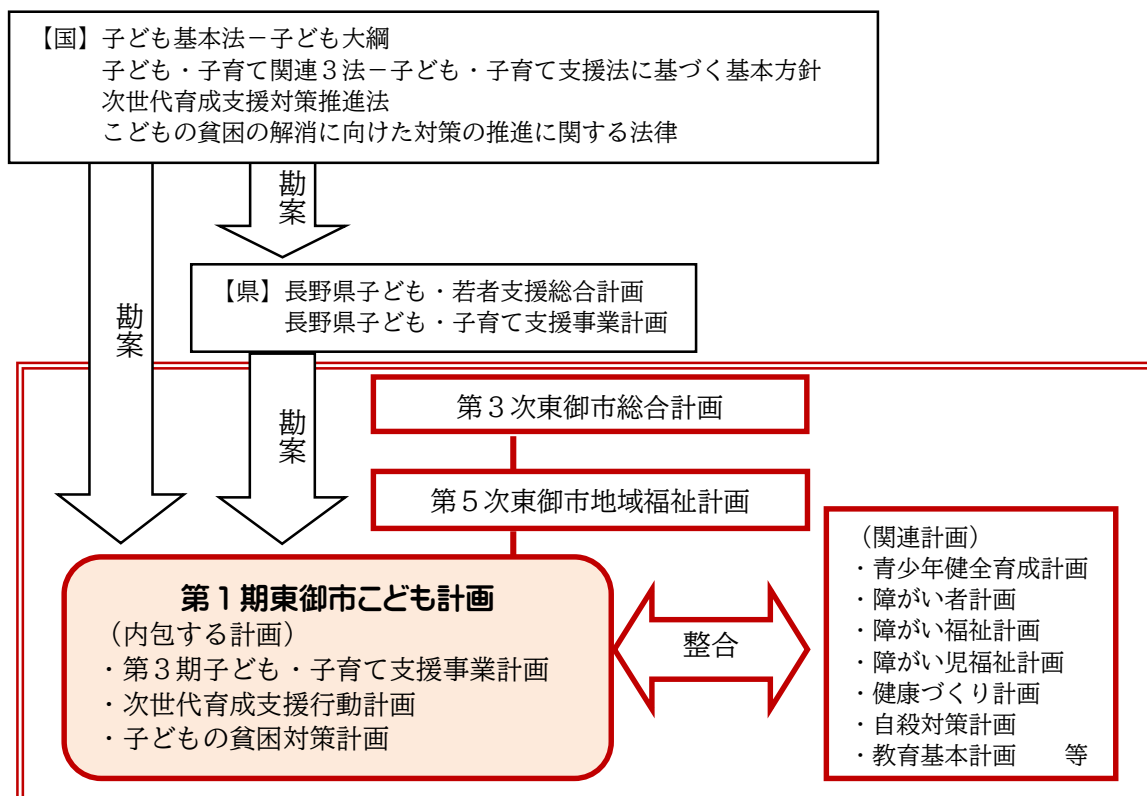
1 計画策定の趣旨（P4）

地域全体で子育てと子育てを支える環境を整え、子ども一人ひとりが尊重され、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるまちを実現するため、「子ども基本法」が掲げる理念を鑑み、かつ、これまで推進してきた「第 2 期東御市子ども・子育て支援事業計画」の施策をさらに充実・深化させた「第 3 期東御市子ども・子育て支援事業計画」を内包する「第 1 期東御市子ども計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ（P5）

「子ども基本法」第 3 条の基本理念や第 9 条に定める「子ども大綱」及び長野県が都道府県子ども計画に位置付ける「子ども・若者支援総合計画」を勘案し、本市における子ども施策を統括する「子ども基本法」第 10 条に基づく市町村子ども計画として位置づけます。

また、市のまちづくりの総合的指針である「第 3 次東御市総合計画」や地域福祉の方針を定める「第 5 次東御市地域福祉計画」を上位計画としてその方針に沿って策定し、子ども、若者及び子育て支援の視点を具体化する分野別計画との整合性を図ります。



3 計画の期間（P6） 令和 7（2025）年 4 月 1 日から令和 12（2030）年 3 月 31 日までの 5 年間

第2章 東御市のこどもと子育てを取り巻く現状と課題

1 統計からみた現状と課題（P10～）

市の全体の人口が減少傾向にあるとともに、出生児数、合計特殊出生率ともに減少しています。また、生涯未婚率が大幅に増加しており、今後も少子化が進むことが懸念されます。

発達特性があったり、発達障がいと診断されるこどもの数が増えています。また、不登校の児童・生徒数、児童虐待の件数も増加傾向にあります。さまざまな困難を抱えている子育て家庭が増えていると推測されます。

2 ニーズ調査等の結果からみた現状と課題（P18～）

共働き家庭が増加し、幼児教育・保育へのニーズが低年齢化、多様化しています。それらに対応するサービスの提供体制を整える必要があります。

身近にこどもを預けたり、相談したりできる人がいない子育て家庭が増えており、子育て家庭の孤立化が進んでいます。また、こどもの発達等への不安やこどもとの接し方に自信が持てない保護者も増えています。経済的な負担感を訴える声も多いことから、子育て家庭の精神的、肉体的、経済的な負担を軽減する支援が求められています。

こどもに対するアンケートでは、「将来に夢がない」、「自分のことが好きではない」と回答するこどもの割合が多く、こどもが自分を好きになり、夢や希望を持って成長できるような施策が必要です。

3 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と評価（P29～）

おおむね計画どおり実施しましたが、ファミリー・サポート・センター事業のように、事業の実施に至らなかった事業は、引き続き事業の実施に向けた検討が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（P42）

「こども基本法」の理念及び「こども大綱」に示された子育て施策に関する方針と、市の上位計画である「第3次東御市総合計画」の基本目標を鑑み、以下の基本理念を定めます。

共に支え合い、こどもも家族も健やかに暮らせるまち とうみ

2 基本目標（P42）

基本理念の実現に向けて進める取組の目標として、次の3つを基本目標として定めます。

基本目標1 安心してこどもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり

子育て家庭の精神的、肉体的、経済的な負担を軽減し、安心してこどもを産み、自信を持って子育てを楽しめる環境づくりと、家族のみならず地域住民もこども達の成長を心から喜び、子育て家庭を共に支えことができる環境づくりに努めます。

基本目標2 困難を抱えるこどもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進

こどもや子育て家庭が困難な状況となる要因は、経済的困窮、こどもや家族の疾病や障がい、家庭内の養育力の低下、地域の関係性の希薄化による孤立などが複雑に絡んでいます。個々のこどもや家庭の状況に応じて、包括的かつ伴走的な支援体制の充実を図ります。

基本目標3 夢を持ちたくましく生きるこどもが育つ環境づくり

こども自身の権利が守られ、その意見や意思決定が尊重され、また、良好な養育環境が提供されることで、全てのこどもが幸せな生活が送ることができ、安心して夢と希望を持って成長し、社会でその力を発揮できる環境づくりを推進します。

第4章 施策の展開 (P43～)

基本理念及び基本目標の実現に向け、次の13の基本施策と29の具体的な施策の展開により、本市の子育ち・子育て支援事業を推進します。

基本理念 共に支え合い、いづれも家族も健やかに暮らせるまちをつくり	基本目標	基本施策	具体的な施策の展開
	1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり	1 妊娠・出産・子育てからこどもの自立までのライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	①切れ目ない支援体制の深化 ②母子の健康増進 ③親子の愛着形成の支援 ④情報発信の充実 ⑤療育支援と発達特性に対する知識の普及
		2 安心して子育てできる環境づくり	①子育て家庭の孤立化予防のための相談と支援体制の充実 ②個別支援の充実 ③経済的負担の軽減 ④こどもの安全に対する意識の向上
		3 より豊かな幼児教育・保育の実践	①幼児教育・保育環境の整備 ②運動あそびの充実
		4 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進	①世代を超えた子育て支援体制の推進 ②自然体験活動の支援 ③仕事と家庭の両立支援 ④社会的養育の推進
	2 困難を抱える子どもや子育て家庭への支援や地域の支え合い体制づくりの推進	1 障がい児福祉の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づく障がい児福祉の推進
		2 家庭の貧困や孤立の解消	①こどもの貧困対策の推進 ②ヤングケアラーの実態把握と支援体制の推進
		3 不登校対策	①不登校等対策の推進
		4 虐待予防の推進	①虐待予防の啓発 ②早期発見、早期支援と関係機関との連携強化
		5 支え合う地域福祉づくりの推進	①支え合う地域福祉づくりの推進
	3 夢を持ちたくましく生きる子どもが育つ環境づくり	1 こどもの権利の尊重	①こどもの権利に関する理解の促進と権利の擁護
		2 子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保	①子どもや若者、子育て当事者の意見を聴く機会の確保
		3 安心・安全なこどもの居場所づくり	①こどもの活動の場の充実 ②こどもが気軽に相談できる体制づくり
		4 こどもが将来に夢や希望を持って成長できる環境づくり	①青少年の健全育成の推進 ②キャリア教育の推進 ③こども、若者の自立への支援

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策 及び 量の見込みによらない施策の評価

1 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策（P78～）

(1) 教育・保育給付事業の量の見込み及び確保方策

市の人口推計及びニーズ調査から得られた家庭類型別児童数、各年齢の入園実績等から1号、2号、3号認定の見込量を算出し、その確保方策を定めました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

市の人口推計及びニーズ調査から得られた家庭類型別児童数、過去の事業実績等から、計画期間中の子育て支援に関わる19事業について見込量を算出し、その確保方策を定めました。

事業名	事業名
①妊婦等包括相談支援事業	⑪一時預かり事業及び預かり保育事業
②妊婦健診	⑫延長保育事業
③産後ケア事業	⑬病児保育事業（病児・病後児保育）
④乳児家庭全戸訪問事業	⑭乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
⑤親子関係形成支援事業	⑮子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑥利用者支援事業	⑯放課後児童健全育成事業
⑦地域子育て支援拠点事業	⑰児童育成支援拠点事業
⑧養育支援訪問事業	⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑨子育て短期支援事業	⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑩子育て世帯訪問支援事業	

2 量の見込みによらない施策の評価（P91～）

子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策によらない施策については、独自に評価指標を設けて評価をします。また、上位計画や関連計画に評価の定めるがある施策は、関連計画等において評価をします。

第6章 計画の推進（P94～）

毎年度、PDCAサイクルに基づき、関係事業の進捗状況を庁内関係部局において実績データを集約し、東御市子育て支援審議会において点検・評価し、その結果を公表します。

計画策定の経過と今後のスケジュール

令和5年6月21日	第1回子育て支援審議会
令和5年11月	ニーズ調査等の実施
	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査（0歳～小学生の保護者（抽出））
	・生活状況についてのアンケート（小学5年生全員）
令和6年2月7日	第2回子育て支援審議会
7月23日	第1回子育て支援審議会
11月27日	第2回子育て支援審議会
12月5日	議会全員協議会
12月10日～令和7年1月8日	パブリックコメントの実施
令和7年2月中旬	第3回子育て支援審議会
3月下旬	第1期こども計画の公表